

肉と魚 de ご利益マルシェ in 蓬莱橋 897. 4 広場 ～カツで勝つ！&サクラサク島田さくらめし～ 出店者募集要項

1. 開催概要

1-1 開催日時

令和5年11月12日(日) 10:00～16:00 ※少雨決行、荒天延期。※延期日: 同月26日(日)

(1) 餅投げイベント

- ・ 11:00～/15:30～の2回実施予定

(2) 福引きイベント

- ・ 餅に福引券(抽選券)を付け、数量限定ではずれのなしの福引きを実施予定

1-2 開催場所(出店場所)

蓬莱橋 897. 4 広場

住所: 静岡県島田市南2丁目地先 (JR 島田駅南口から車で約5分)

2. 出店概要

2-1 出店募集

(1) 出店料 無料

(2) 出店スペース

- ① テントの場合、1区画 3.0m×奥行3.0m

キッチンカーの場合、1車両分を準備します

※原則、1事業者、1区画とします。

- ② テント、机、イスは各自でご用意ください。

- ③ 出店エリアのゾーニングあり

※出店内容に応じて場所を指定させていただきます。

- ④ 電気の使用: 電源はありません。

※必用な方は発電機などをご持参ください。

- ⑤ 火器の使用: 申し込みフォームに使用の有無をご記入ください。

(3) 販売品目

- ① 飲食(テントまたはキッチンカー)

※(例)勝負事に「勝つ(カツ)」にちなみ『とんかつ』や『カツレツ』ほか、『出世魚(ブリ、スズキ等)』を使った商品。

- ② お守りや絵馬などのご利益関連商品

- ③ その他、観光協会が認めたもの

2-2 出店時間 10:00～16:00

- (1) 搬入可能時間: 8:45～9:30 (準備が整い次第販売いただいても構いません)

- (2) 搬出時間: 17:00までに搬出を済ませてください。

※搬入後、車両は897. 4 広場上流の関係者駐車場に止めてください。(地図は追って送付します)

2-3 出店応募資格

- (1) 島田市内または市外で営業している個人又は団体

- (2) 静岡県暴力団排除条例及び島田市暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員及び暴力団準構成員が運営もしくは販売者として従事させる場合は、応募はできません。

※暴力団排除条例関係の為、誓約書のご記入もお願いいたします。

(3) 飲食物の販売について

① 食品を調理・加工販売する場合は、関係官庁の許可を得ていること。

※許可を得ていない場合は出店できません。「露店営業許可証」が必要です。

② 酒類の販売は可能です。

※会場で販売する場合は、抜栓して提供またコップに酒を注いで提供すること。

※酒類の容器を未開栓のまま販売する場合は税務署からの「酒類販売業免許」が必要です。

(4) 商品等の搬入・搬出

① 搬入は、8時45分から午前9時30分までに行うこと。

② 終了時刻（16：00）を厳守し、搬出は、午後5時まで終了すること。

(5) 申込期限

令和5年9月1日（金）～令和5年10月8日（日）

※申込者多数の場合は、主催者による選考を持って出店者を決定します。

※選考結果は、10月中旬にご連絡いたします。

(6) 申込方法及び必要書類

この募集要項に同意の上、受付期間内に（一社）島田市観光協会ホームページ掲載の申込みフォームから応募をしてください。（郵便及び電話、FAXでの申し込みは受け付けません）。

4 出店申込に当たって同意していただく事項

(1) 延期予定日の11月26日（日）への出店も可能であること。

(2) 可能な限り販売品に「ご利益関連商品」を一つ以上取り扱うこと。

※勝負事に「勝つ（カツ）」にちなみ『とんかつ』や『カツレツ』ほか、『出世魚（ブリ、スズキ等）』を使った商品。雑貨品であれば、『お守りや絵馬』などの合格グッズ。

(3) 出店者の現場責任者は、出店場所に常駐すること。

(4) 他の者に出店者の名義貸しをしないこと。

(5) 出店者は、次に事項について、自らの責任で対処し、解決すること。

① 販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等が発生した場合

② 食中毒や調理過程、販売等の活動中に来店者等にけがを負わせるなどの事故が発生した場合

(6) 飲食物の出店や火気を取り扱う出店者は、業務賠償保険等へ加入すること。

(7) （一社）島田市観光協会は、イベント開催中又は終了後に出店者が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けたときは、出店申込書に記載されている当該出店者の連絡先等を相手方に提供することがあること。

(8) （一社）島田市観光協会は、出店申込フォームの写し、静岡県暴力団排除条例及び島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについて、暴力団及びその関係者が関与する団体を排除する目的で、島田警察署に提供することがあること。

(9) 火気器具等（気体燃料・液体燃料・個体燃料及び電気を熱源とする器具等）を使用する出店者は必ず消火器（業務用かつ4号以上の消火器）を出店スペース内に設置すること。火気器具燃料は出店者で用意すること。

(10) 出店場所は主催者が指示します。

(11) 会場内の交通安全確保のため、出店エリアに駐車できるキッチンカーは1店舗あたり1台とし、それ以外の出店者は指定場所に駐車すること。

(12) 提出書類については、警察署・消防署・保健所等の関係機関に提出いたしますのでご承知おきください。

5 注意事項

出店に当たっては、次の事項に注意してください。

(1) 出店内容、活動について保健所、消防署から指示があった場合これに従うこと。

(2) （一社）島田市観光協会への申込と異なる品物・サービスを扱わないこと。

(3) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の記載事項に違反しないこと。

(4) 出店に必要な安全対策・衛生対策を行うこと。

(5) 出店区画外での活動（販売、呼び込み、チラシ等の配布、展示など）を行わないこと。

(6) 搬入・搬出に関する規定、時間を守ること。

- (7) イベント終了後は、出店区画のゴミ拾い等を行うこと。
- (8) 使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を不法投棄しないこと。
- (9) 自団体のゴミは持ち帰ること。
- (10) 出店申込書における虚偽記載等を行わないこと。
- (11) 各自の備品・商品について責任を持って管理すること。
- (12) 片付けは17:00までに必ず終了すること。
- (13) 駐車場は指定した場所に駐車すること。
- (14) 水を使用する場合は、出店者で用意し、会場近辺の水道設備は使用しないこと。

【お問合せ・お申込み】 (一社) 島田市観光協会
〒428-0047 島田市金谷新町14-2
TEL : 0547-46-2844 FAX : 0547-46-2861
e-mail:kankou@shimada-ta.jp